

処分基準整理票

処分の内容	危険物保安統括監督者等解任命令		
根拠法令及び条項	消防法第13条の24第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 解任命令は、次のいずれかに該当するときに行うものとする。 （1） 消防法又は同法に基づく命令の規定に違反したとき。 （2） その業務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。		
処分基準設定年月日	令和6年 3月21日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防本部 消防課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。